

熱中症見舞金制度のご案内

草刈り、草取り、庭木の剪定など請負作業中に熱中症なり医師の診察・治療を受けた場合は、団体傷害保険の補償が受けられませんので、この熱中症見舞金制度より御見舞金が支給されます。

シルバー人材センターの請負作業がもとで熱中症となり病院にかかった場合は、速やかにシルバー人材センターまでご連絡ください。

見舞金の種類	見舞金の額	備 考
死亡見舞金	10万円	センターで熱中症の傷病が確認できれば、 医師の診断書は不要です。
入院見舞金（2泊3日以上）	5万円	
入院見舞金（1泊2日）	3万円	
通院加療（日帰り入院を含む）	5千円	通院日数に関係なく一律5千円となります。

※ 熱中症は大変危険です。やせ我慢せずに、こまめに日陰で休憩を取り水分補給をしましょう。

